

全乗連発第96号
平成21年9月16日

国土交通省自動車交通局長
榎野龍二様

(社)全国乗用自動車連合会
会長 富田昌孝

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行等に伴い必要となる関係通達に定められる各種措置等案」等に対する意見

標記につきまして、法人タクシー業界として下記の通り要望いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、各協会から寄せられた意見は別紙の通りであります。

記

1. 特定特別監視地域制度導入以降、先行して実施されてきたいわゆる預かり減車の取扱いについては、その実施に当たっての経緯を踏まえ、増車認可基準において所要の配慮を行うことを検討されたい。
2. 特定地域における行政処分の特例について、監査時車両数を基準車両数の5%以上減少させている者のうち、特定地域に指定された後に減少させている者による違反の処分日車数の加重は1倍とされたい。
また、特定地域指定前に特定地域における監査時車両数を基準車両数の5%以上減少させている者による違反の処分日車数は、1倍未満となるよう軽減されたい。
3. 保有車両数が最低車両数基準以下の事業者について、事業再構築（減車）の適用の可否、また、それらに伴う監査・行政処分の特例について見解を示されたい。
4. 協議会の運営について、財政支援のため予算措置を講じられたい。